

CHIBAちば

中小企業等に向けた 支援策ガイドブック

～新型コロナウイルス感染症対応～



令和3年9月

千葉県

(発行：商工労働部経済政策課)

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本の経済を大幅に下押ししており、国難ともいえるべき厳しい状況をもたらしています。

本県においても、外出自粛や施設の使用停止、イベントの中止等により、また、消費者マインドの悪化も相まって、県内総生産の7割強を占める個人消費を中心に落ち込みを見せ、特に中小企業等においては、資金繰り等が急速に悪化し、雇用の維持は瀬戸際に立たされています。

これを克服し、新型コロナウイルス収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、雇用や生活を守り抜かなければなりません。

他方、「新しい生活様式」の下での非対面型ビジネスモデルへの転換やテレワークの普及、デジタル化の加速など、社会経済が大きく変革する可能性も指摘されており、現在は、「ピンチをチャンスに」転換する契機となっているともいえます。

このため、中小企業等が、この困難を乗り越え、新たな社会経済状況の下で更なる成長を実現していただく際の力になれるよう、各種の支援情報をこの一冊にまとめました。

是非ご活用ください。



本冊子のポイント

- 中小企業等の困りごとに対応した県の支援策の概要、お問い合わせ先を掲載
- いわゆる中小企業のほか、医療・福祉・農林水産業など、幅広い業種の支援策を掲載

厳しい経済情勢を踏まえ、県民の安全・安心や、経済の活性化に繋げるため、以下の基本的な考え方に立ち、支援策を実施します。

4つの原則

（１）必要な人に必要なものを適切なタイミングで！

必要な支援策を臨機応変に検討するとともに、中小企業等の皆様に可及的速やかにご活用いただけるよう取り組みます。

（２）国の施策と連携し、最大の相乗効果を！

県の支援策は、国の施策との役割分担を踏まえ、国の支援策を補完したり、上乗せするなど、最大の相乗効果を実現することとします。

（３）「新しい生活様式」への対応に向けた支援を展開します！

「新しい生活様式」への対応に必要な支援策を柔軟に検討するとともに、ピンチをチャンスに転換する「新しいビジネスモデル」の創出へ向けた取り組みを支援します。

（４）２つのフェーズに対応した切れ目のない支援を展開します！

「事業を維持・継続する」フェーズ、「更なる成長を実現する」フェーズと
いった、それぞれの段階に対応した切れ目のない支援策を実施します。

「事業を維持・継続する」フェーズ

《主な取組》

① 事業継続への支援

中小企業等の事業継続を支援するため、制度融資の充実などによる資金繰りを支援するとともに、「千葉県感染拡大防止対策協力金」などにより、事業継続に向けたチャレンジをサポートします。

また、今後の事業見通しが立てにくい中で、業績悪化を懸念し、後継者のいない経営者が事業継続を断念することを防ぐため、事業承継の支援等を行います。

② 雇用の維持への支援

雇用維持のため、中小企業が、休業手当に要した費用を助成する国の「雇用調整助成金」を円滑に利用できることが極めて重要であり、必要に応じて、制度の柔軟な見直しについて国に要望していきます。

また、雇用維持に取り組む事業主に向け、一時的に事業活動が縮小した企業と人手不足等の企業との雇用シェアを活用した取組等を、関係機関と連携して実施していきます。

③ 感染拡大防止対策への支援

感染収束の見通しが立たない中、人が集まることで成り立ってきた店舗等は感染拡大防止対策への取組が不可欠となっています。また、消費者の安心・安全を確保し、店舗等の利用を促すことは、県経済の回復に向けた第一歩となります。感染防止に資する取組に対する支援を行います。

④ 失われた需要の回復に向けた支援

国が実施する GoTo キャンペーンと連携した観光振興等に取り組むとともに、関係団体等と連携して事業者支援に取り組みます。

また、令和3年度に予定される東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の県内開催を契機に、多くの方が本県を訪れることから、オール千葉でのおもてなしや、千葉県観光の魅力発信に取り組むこととし、認知度向上等による中長期的な観光需要の増加を目指します。

「更なる成長を実現する」フェーズ

⑤ 新しいビジネスモデルの実現に向けた支援

「新しい生活様式」の下では、非対面型ビジネスモデルへの転換や、テレワーク環境の整備が推奨されています。

そこで、中長期的な県内企業等の生産性向上も含め、新しいビジネスモデルの実現に向けた取組を支援します。

⑥ 経営人材に関する支援

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、中小企業等の経営者は、様々な観点からの経営の点検や新たな挑戦が求められています。

そこで、経営者等に対する相談体制の充実や、地域における新たな経営人材の確保につながる後継者の確保など事業承継に関する支援を行います。

⑦ 地域資源を活用した商品開発等の支援

県産農林水産物や観光資源等の地域資源は、地域の強みとなり、地域活性化を進めていくための原動力となります。

そこで、県内中小企業による地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援するため、小売店等の商品ニーズと県内中小企業の生産・加工技術等をマッチングするとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるためのテストマーケティング等を行います。また、チーバくんを活用したロゴマークにより商品のPRを応援します。

目次

①事業継続への支援	1. 経営全般（事業継続など）について相談したい	
	（1）チャレンジ企業支援センター [県]	P 9
	（2）下請取引振興事業 [県]	P 1 0
	2. 事業を継続したい	
	（1）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第10弾）[県]	P 1 1
	（2）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）[県]	P 1 5
	（3）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第12弾）[県]	P 2 2
	（4）大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第3回）[県]	P 2 4
	（5）大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第4回）[県]	P 2 6
	（6）大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第5回）[県]	P 2 9
	（7）月次支援金 [国]	P 3 1
	（8）千葉県中小企業等事業継続支援金 [県]	P 3 2
	（9）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第1弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（10）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第2弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（11）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第3弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（12）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第4弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（13）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第5弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（14）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第6弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（15）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第7弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（16）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第8弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（17）飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第9弾）[県] 募集終了	P 7 9
	（18）大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第1回）[県] 募集終了	P 7 9
	（19）大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第2回）[県] 募集終了	P 7 9
	（20）高収益作物次期作支援交付金 [国] 募集終了	P 7 9
	（21）生産活動活性化支援事業 [県] 募集終了	P 7 9
	（22）千葉県中小企業再建支援金 [県] 募集終了	P 7 9
	（23）農業労働力確保のための緊急支援事業 [県] 募集終了	P 7 9
	（24）持続化給付金 [国] 募集終了	P 7 9
	（25）家賃支援給付金 [国] 募集終了	P 8 0
	（26）一時支援金 [国] 終了	P 8 0

①事業継続への支援	3. テレワークを導入したい (1) テレワーク導入支援 [県] P 3 5 (2) テレワーク相談センター [国] P 3 6 (3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース） [国] P 3 7	
	4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配 (1) 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金 [県] P 3 8 (2) 制度融資 [県] P 3 9 (3) 農業経営負担軽減支援資金 [県] P 4 1 (4) 漁業経営維持安定資金 [県] P 4 2 (5) 特別利子補給制度 [国] P 4 3 (6) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付 [国] P 4 4 (7) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資 [国] P 4 5 (8) 商工中金による危機対応融資 [国] P 4 6 (9) 福祉医療機構による融資（福祉貸付事業・医療貸付事業） [国] P 4 7 (10) 新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県] 終了 P 8 0	
	5. 税金等の期限内の納付が困難 (1) 県税の納税猶予 [県] P 4 8 (2) 水道料金の支払猶予 [県] P 4 9 (3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予 [県] P 5 0 (4) 厚生年金保険料等 [国] P 5 1	
	6. 事業承継について相談したい (1) 事業承継支援緊急対策事業 [県] P 5 2 (2) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国] P 5 3	
	7. 雇用を維持したい (1) 雇用調整助成金の特例措置 [国] P 5 4 (2) 「雇用シェア」（在籍型出向）を活用した雇用維持の支援 [国] P 5 5 (3) 産業雇用安定助成金 [国] P 5 6 (4) 農業労働力確保緊急支援事業 [国] P 5 7 (5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国] P 5 8	
②雇用維持への支援		

③感染拡大防止対策への支援	8. 感染予防対策をしたい (1) 令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国] P 5 9 (2) 地域公共交通感染防止対策補助事業 [県] P 6 0 (3) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業 [県] P 6 1 (4) 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県] P 6 3 (5) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県] 募集終了 P 8 1 (6) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県] 募集終了 P 8 0 (7) 介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県] 募集終了 P 8 0 (8) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県] 募集終了 P 8 0 (9) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（事業者支援） [県] 募集終了 P 8 1 (10) 地域公共交通臨時支援事業 [県] 募集終了 P 8 1	
④失われた需要の回復に向けた支援	9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい (1) 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県] P 6 4 (2) 千葉県フェアの実施 [県] P 6 5 (3) 直売所フェアの開催 [県] 終了 P 8 1 (4) 水産物販売促進緊急対策事業 [県] 終了 P 8 1 (5) 和牛肉等販売促進緊急対策事業 [県] 終了 P 8 1 10. 観光客・消費者を誘致したい (1) 「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーン [県] P 6 6 (2) みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業 [県] P 6 7 (3) G o T o トラベル [国] P 6 8 (4) G o T o イート [国] P 6 9 (5) G o T o 商店街 [国] P 7 0 (6) G o T o イベント [国] P 7 1 (7) サンキュー🍀ちばフリー切符販売事業 [県] 終了 P 8 1	

⑤新しいビジネスモデルの実現に向けた支援	1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい (1) 新しい生活様式に向けた設備投資補助事業 [県] P 7 2 (2) 中小製造業向けスマート化推進事業 [県] P 7 3 (3) 中小企業D X推進事業 [県] P 7 4 (4) ものづくり・商業・サービス補助（生産性革命推進事業） [国] P 7 5 (5) 持続化補助（生産性革命推進事業） [国] P 7 5 (6) I T導入補助（生産性革命推進事業） [国] P 7 5 (7) 中小企業等事業再構築促進事業 [国] P 7 5 (8) 経営継続補助金（農林漁業者向け） [国] 募集終了 P 8 2	
	1 2. 海外輸出・サプライチェーン対策に向けて投資したい (1) 海外サプライチェーン多元化等支援事業 [国] 募集終了 P 8 2 (2) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業 [国] 募集終了 P 8 2 (3) 輸出用食品の製造施設等整備支援事業 [国] 募集終了 P 8 2	
⑥経営人材に関する支援	1 3. 後継者などの人材の確保について相談したい (1) チャレンジ企業支援センター [県] 再掲 P 9 (2) 事業承継支援緊急対策事業 [県] 再掲 P 5 2 (3) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国] 再掲 P 5 3	
⑦地域資源を活用した商品開発等の支援	1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい (1) ちばのキラリ商品支援事業 [県] P 7 7 (2) 「ちばのキラリ」ロゴマーク [県] P 7 8	

上記は、中小企業等が使用できる支援策を掲載しています。なお、国事業については、主な支援策を掲載しています。国等の支援策の詳細は、以下も併せてご確認ください。

※1 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

※2 GoTo トラベル事務局「事業者向け申請サイト」

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

※3 農林水産省「Go To Eat キャンペーン」

<https://gotoeat.maff.go.jp/>

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（1）チャレンジ企業支援センター【県】

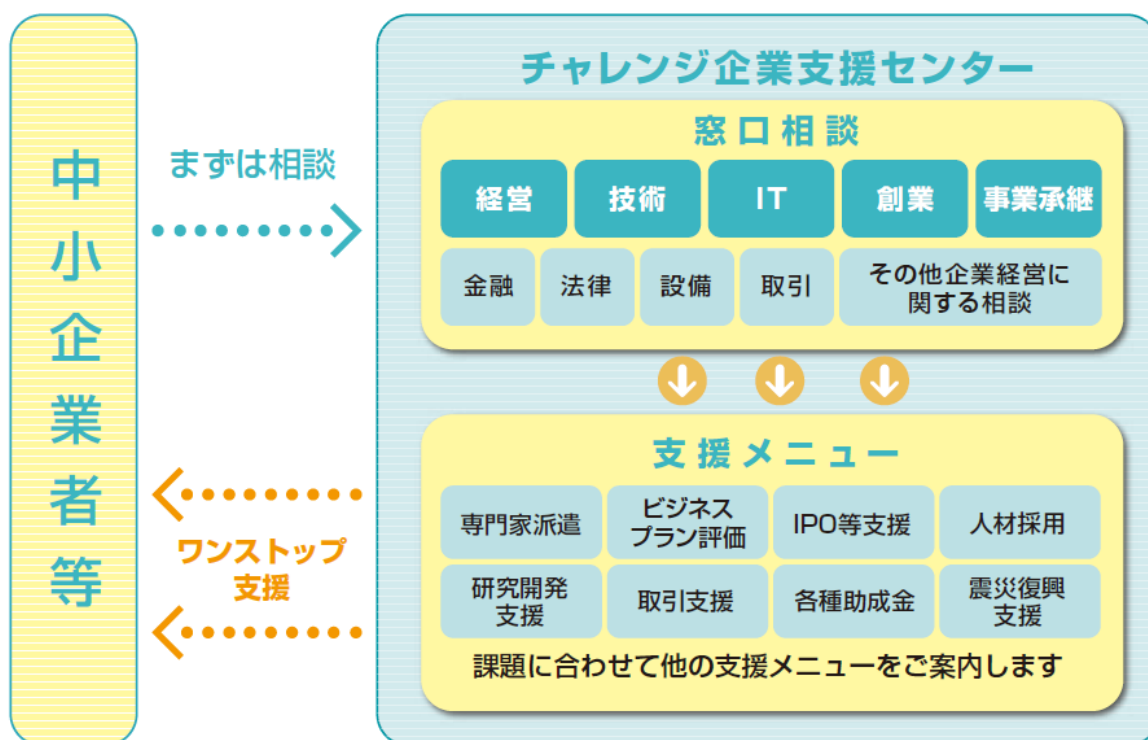
新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、経営相談窓口を設置しています。

対象者

新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けられた中小企業・小規模事業者

支援内容

課題解決に役立つ支援メニューや、経営やIT、技術など様々な専門家をご案内します。



※事業承継の準備に使える助成金もあります。まずはお気軽に御相談ください。

お問い合わせ先

千葉県産業振興センター

【電話番号】 043-299-2907

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（２）下請取引振興事業 [県]

下請中小企業を支援するため、取引のあっせんを行うほか、各種相談助言を行います。

対象者

下請中小企業

※ 受注企業及び発注企業として登録できる者は、原則として製造業、修理業、サービス業（ソフトウェア等の情報成果物作成委託に限る）を引き続き6カ月以上営んでいる者で、機械設備能力等が妥当と認められる者。受注企業は下請中小企業振興法第2条に規定される中小企業。

支援内容

中小製造業に対して、取引先拡大と受注量確保を支援するため、受発注開拓員（専門指導員）が企業を巡回訪問し、製造委託に係る新規取引先企業の紹介あっせんを行うほか、取引・経営・技術等の相談対応やアドバイスを行います。

※ 企業登録及び受発注案件の紹介あっせんは無料です。



お問い合わせ先

千葉県産業振興センター 取引振興室

【電話番号】 043-299-2654

2. 事業を継続したい

(1) 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第10弾）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様は、令和3年6月21日から令和3年7月11日の期間、要請に応じた事業者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

令和3年6月21日から7月11日までの期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

支援内容

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）

①主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

※酒類を提供する場合（利用者による酒類の店内持ち込みも含む）は、さらに以下の事項を遵守することが要件となります。

- ・酒類の提供は11時から19時までとすること
- ・お酒を飲む場合は、1グループは2人まで
- ・入店から退店まで90分以内とすること
- ・酒類を提供する場合は、「飲食店の感染防止対策チェックリスト」による感染防止対策の自己チェックの徹底と記録の保存
- ・「お酒を飲む場合は2人まで」「入店から退店まで90分以内」である旨の掲示

（次ページに続く）

②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

- | | |
|-------------------|---------------|
| 7. 5万円以下の店舗 | 3万円 |
| 7. 5万円超～25万円以下の店舗 | 1日あたりの売上高×0.4 |
| 25万円超の店舗 | 10万円 |

1店舗あたり63万円から210万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大420万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年6月、7月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和元年又は令和2年6月、7月の売上高の合計額－令和3年6月、7月の売上高の合計額）÷61日

（2）まん延防止等重点措置を講じるべき区域（成田市）

要請期間	（A）6月21日から7月1日まで	（B）7月2日から7月11日まで
主な 支給要件 （県からの 要請内容）	○<u>21時</u>から翌朝5時まで営業自粛すること ○酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は11時から<u>20時</u>までとすること ○以下の感染防止対策を徹底すること ・換気の徹底 ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ○飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること	○<u>20時</u>から翌朝5時まで営業自粛すること ※酒類を提供する場合（利用者による酒類の店内持ち込みも含む）は、さらに以下の事項を遵守すること ・酒類の提供は11時から<u>19時</u>まで ・お酒を飲む場合は、<u>1グループは2人まで</u> ・入店から退店まで<u>90分以内</u> ・酒類を提供する場合は、別添<u>チェックリスト</u>による感染防止対策の自己チェックの徹底と記録の保存 ・「お酒を飲む場合は2人まで」「入店から退店まで90分以内」である旨の掲示 ○以下の感染防止対策を徹底すること ・換気の徹底 ・アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ○飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

（次ページに続く）

要請期間	(A) 6月21日から7月1日まで	(B) 7月2日から7月11日まで
支給額	以下の区分に応じて算定した日額×11日分 ※6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月1日までの日数分を支給。 【中小企業】 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1) ○8万3,333円以下の店舗：2.5万円 ○8万3,333円超～25万円の店舗： 1日あたりの売上高×0.3 ○25万円超の店舗：7.5万円 *1店舗あたり27.5万円から82.5万円（全期間御協力いただいた場合） 【大企業】※中小企業も選択可能 前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4 （上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額） *1店舗あたり最大220万円（全期間御協力いただいた場合）	以下の区分に応じて算定した日額×10日分 ※7月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月7日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給。 【中小企業】 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高(※1) ○7.5万円以下の店舗：3万円 ○7.5万円超～25万円以下の店舗： 1日あたりの売上高×0.4 ○25万円超の店舗：10万円 *1店舗あたり30万円から100万円（全期間御協力いただいた場合） 【大企業】※中小企業も選択可能 前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額(※2)×0.4 （上限20万円） *1店舗あたり最大200万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

要請期間（A）：令和元年又は令和2年6・7月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

要請期間（B）：令和元年又は令和2年7月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

要請期間（A）：（令和元年又は令和2年6・7月の売上高の合計額－令和3年6・7月の売上高の合計額）÷61日

要請期間（B）：（令和元年又は令和2年7月の売上高の合計額－令和3年7月の売上高の合計額）÷31日

（3）まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

①主な支給要件

- ・21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は11時から20時までとすること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること（次ページに続く）

②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり52万5千円から157万5千円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4
（上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

1店舗あたり最大420万円（全期間御協力いただいた場合）

（次ページに続く）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年6月、7月の飲食部門の売上高の合計額÷61日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和元年又は令和2年6月、7月の売上高の合計額－令和3年6月、7月の売上高の合計額）÷61日

受付期間

令和3年7月26日（月）から令和3年9月10日（金）まで

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-kyouryokukin.com/>



千葉県感染拡大防止対策協力金
ポータルサイト

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

2. 事業を継続したい

(2) 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第11弾）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様に、令和3年7月12日から令和3年8月31日の期間、要請に応じた事業者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

令和3年7月12日から8月31日までの期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

支援内容

(1) 7月12日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市）

① 主な支給要件

ア 7月12日（月）～8月1日（日）

- ・ 20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・ 以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

※酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は原則として行わないこと。ただし、以下の要件を満たした店舗においては、酒類の提供を行うことができることとしています。

- ・ 酒類の提供は11時から19時までとすること
- ・ お酒を飲む場合は、1グループは2人まで
- ・ 入店から退店まで90分以内とすること
- ・ 酒類を提供する場合は、チェックリストによる感染防止対策の自己チェックの徹底と記録の保存
- ・ 「お酒を飲む場合は2人まで」「入店から退店まで90分以内」である旨の掲示

イ 8月2日（月）～8月31日（火）

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・ 上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。

（次ページに続く）

- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
換気の徹底
アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
手指消毒の徹底
食事中以外のマスク着用の推奨

② 支給額

ア 7月12日（月）～8月1日（日）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月1日までの日数分

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月1日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

7. 5万円以下の店舗	3万円
7. 5万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり63万円から210万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大420万円（全期間御協力いただいた場合）

イ 8月2日（月）～8月31日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月31日までの日数分

8月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

<u>10万円以下</u> の店舗	<u>4万円</u>
<u>10万円超</u> ～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり120万円から300万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大600万円（全期間御協力いただいた場合）

（次ページに続く）

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

ア 令和元年又は令和2年7月、8月の飲食部門の売上高の合計額÷62日

イ 令和元年又は令和2年8月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

ア (令和元年又は令和2年7月、8月の売上高の合計額－令和3年7月、8月の売上高の合計額)÷62日

イ (令和元年又は令和2年8月の売上高の合計額－令和3年8月の売上高の合計額)÷31日

(2) 7月19日からまん延防止等重点措置を講じるべき区域

(八千代市、鎌ヶ谷市)

① 主な支給要件

ア 7月12日(月)～18日(日)

- ・21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は11時から20時までとすること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

イ 7月19日(月)～8月1日(日)

- ・20時から翌朝5時まで営業自粛すること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

※酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)は原則として行わないこと。ただし、以下の要件を満たした店舗においては、酒類の提供を行うことができることとしています。

- ・酒類の提供は11時から19時までとすること
- ・お酒を飲む場合は、1グループは2人まで
- ・入店から退店まで90分以内とすること
- ・酒類を提供する場合は、チェックリストによる感染防止対策の自己チェックの徹底と記録の保存
- ・「お酒を飲む場合は2人まで」「入店から退店まで90分以内」である旨の掲示

ウ 8月2日(月)～8月31日(火)

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持ち込み含む)を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。

(次ページに続く)

- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨

② 支給額

ア 7月12日（月）～18日（日）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から7月18日までの日数分

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月18日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

8万3,333万円以下の店舗	2.5万円
8万3,333万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円
1店舗あたり17.5万円から52.5万円（全期間御協力いただいた場合）	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4（上限20万円）

1店舗あたり最大140万円（全期間御協力いただいた場合）

イ 7月19日（月）～8月1日（日）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月1日までの日数分

7月19日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月23日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月1日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

7.5万円以下の店舗	3万円
7.5万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円
1店舗あたり <u>42万円から140万円</u> （全期間御協力いただいた場合）	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4（上限20万円）

1店舗あたり最大280万円（全期間御協力いただいた場合）

（次ページに続く）

ウ 8月2日（月）～8月31日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月31日までの日数分

8月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

10万円以下の店舗

4万円

10万円超～25万円以下の店舗

1日あたりの売上高×0.4

25万円超の店舗

10万円

1店舗あたり120万円から300万円（全期間御協力いただいた場合）

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大600万円（全期間御協力いただいた場合）

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

ア 令和元年又は令和2年7月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

イ 令和元年又は令和2年7月、8月の飲食部門の売上高の合計額÷62日

ウ 令和元年又は令和2年8月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

ア （令和元年又は令和2年7月の売上高の合計額－令和3年7月の売上高の合計額）÷31日

イ （令和元年又は令和2年7月、8月の売上高の合計額－令和3年7月、8月の売上高の合計額）÷62日

ウ （令和元年又は令和2年8月の売上高の合計額－令和3年8月の売上高の合計額）÷31日

（3）まん延防止等重点措置を講じるべき区域以外の区域

（（1）及び（2）以外の市町村）

① 主な支給要件

ア 7月12日（月）～8月1日（日）

- ・21時から翌朝5時までの営業を自粛すること
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は11時から20時までとすること
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用を自粛すること

（次ページに続く）

イ 8月2日（月）～8月31日（火）

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨

②支給額

ア 7月12日（月）～8月1日（日）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月1日までの日数分

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月1日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

8万3,333万円以下の店舗	2.5万円
8万3,333万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円
1店舗あたり <u>52.5万円から157.5万円</u> （全期間御協力いただいた場合）	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4（上限20万円）

1店舗あたり最大420万円（全期間御協力いただいた場合）

イ 8月2日（月）～8月31日（火）

以下の区分に応じて算定した日額×協力開始日から8月31日までの日数分

8月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、8月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月31日までの日数分を支給します。

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

<u>10万円以下</u> の店舗	<u>4万円</u>
<u>10万円超</u> ～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円
1店舗あたり <u>120万円から300万円</u> （全期間御協力いただいた場合）	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4（上限20万円）

1店舗あたり最大600万円（全期間御協力いただいた場合）（次ページに続く）

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

ア 令和元年又は令和2年7月、8月の飲食部門の売上高の合計額÷62日

イ 令和元年又は令和2年8月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

ア (令和元年又は令和2年7月、8月の売上高の合計額－令和3年7月、8月の売上高の合計額)÷62日

イ (令和元年又は令和2年8月の売上高の合計額－令和3年8月の売上高の合計額)÷31日

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

受付期間

令和3年9月1日（水）から令和3年10月15日（金）まで

※早期給付（一部先渡し）を受けている方も必ず申請が必要です。なお、その場合は差額の支給となります。

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-kyouryokukin.com/>



千葉県感染拡大防止対策協力金
ポータルサイト

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

2. 事業を継続したい

(3) 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第12弾）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様、令和3年9月1日から令和3年9月12日の期間、要請に応じた事業者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

令和3年9月1日から9月12日までの期間、要請に御協力いただいた県内全域の飲食店（食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること）

支援内容

(1) 主な支給要件

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業すること。ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×12日分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円
1店舗あたり48万円から120万円	

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4
（上限20万円）

1店舗あたり最大240万円

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年9月の飲食部門の売上高の合計額÷30日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和元年又は令和2年9月の売上高の合計額－令和3年9月の売上高の合計額）÷30日

※ 要請期間中に協力要請が解除になった場合は、協力日数に応じた額を支給します。
（次ページに続く）

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-kyouryokukin.com/>

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）



千葉県感染拡大防止対策協力金
ポータルサイト

2. 事業を継続したい

(4) 大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第3回）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域内における、床面積が1,000㎡を超える施設（大規模施設等）及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

原則として、令和3年6月21日から7月11日まで（※）の全期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域内で要請に御協力いただいた以下の施設等

（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、成田市）

※成田市は令和3年7月2日から7月11日まで

- ・特別措置法第24条第9項に基づく1,000㎡超の大規模施設（物品販売業を営む店舗（食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く）、運動施設・遊技場、遊興施設、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）等）
 - ・上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
 - ・1,000㎡超のイベント関連施設* 等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
- ※ 集会場、展示場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分）、テーマパーク、遊園地等

主な支給要件

(1) 主な支給要件

- ・20時から翌朝5時まで（イベント開催については21時から翌朝5時まで）営業自粛すること
- ・酒類を提供する場合は、11時から19時までとすること（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）。また、1グループは2人までとし、入店から退店まで90分以内とすること（飲食店の取り扱いによる）
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

（次ページに続く）

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×21日分

6月21日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、6月25日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

※成田市内の事業者については、以下のとおり。

以下の区分に応じて算定した日額×10日分

7月2日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月7日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から7月11日までの日数分を支給します。

	大規模施設	テナント・出店者等
支給額	休業面積1,000㎡毎に2.0万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	休業面積100㎡毎に2万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」

※大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。

受付期間

施設登録（大規模施設のみ）・本申請：

令和3年7月21日（水）から令和3年9月17日（金）まで

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-daikibo.com/>



- 【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設・テナント等）コールセンター
- 【電話番号】 0120-297107
- 【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）

2. 事業を継続したい

(5) 大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第4回）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年7月12日から8月1日までの期間はまん延防止等重点措置区域内、令和3年8月2日から8月31日までの期間は県内全域に所在する、床面積が1,000㎡を超える施設（大規模施設等）及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

原則として、下表のとおり、要請期間、対象区域内で要請に御協力いただいた施設等

要請期間	令和3年7月12日～8月1日 ※八千代市・鎌ケ谷市は7月19日～8月1日	令和3年8月2日～8月31日
対象区域	＜まん延防止等重点措置区域＞ 千葉市・市川市・船橋市・松戸市・成田市・ 習志野市・柏市・市原市・浦安市・ 八千代市・鎌ケ谷市	＜緊急事態措置区域＞ 県内全域
対象となる施設等	・特別措置法第24条第9項に基づく1,000㎡超の大規模施設（物品販売業を営む店舗（食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く）、運動施設・遊技場、遊興施設、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）等） ・上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等 ・1,000㎡超のイベント関連施設※等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等 ※集会場、展示場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分）、テーマパーク、遊園地等	
		食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店（以下、「非飲食業カラオケ事業者」という。）

（次ページに続く）

主な支給要件

(1) 主な支給要件

ア 7月12日～8月1日

- ・20時から翌朝5時まで（イベント開催については21時から翌朝5時まで）営業自粛すること
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は原則として行わないこと。
酒類を提供する場合は、11時から19時までとすること。また、1グループは2人までとし、入店から退店まで90分以内とすること（飲食店の取り扱いによる）
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

イ 8月2日～8月31日

① 大規模施設及びテナント・出店者等

- ・20時から翌朝5時まで（イベント開催については21時から翌朝5時まで）営業自粛すること
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は行わないこと。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

② 非飲食業カラオケ事業者

- ・終日休業すること

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×以下の区分に応じて算定した日額×協力日数

	大規模施設	テナント・出店者等	非飲食業カラオケ事業者 (令和3年8月2日～8月31日)
支給額	休業面積1,000㎡毎に20万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	休業面積100㎡毎に2万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	2万円 ※大規模施設、テナント・出店者等に該当する場合は左記による。

※遅くとも下表の協力開始日から営業時間短縮要請または休業にご協力いただいた場合は、協力を開始した日からの日数分を支給します。

施設所在地	要請期間	協力開始日
千葉市・市川市・船橋市・松戸市・成田市・習志野市・柏市・市原市・浦安市	7月12日～8月1日	遅くとも7月16日
	8月2日～8月31日	遅くとも8月6日
八千代市・鎌ヶ谷市	7月19日～8月1日	遅くとも7月23日
	8月2日～8月31日	遅くとも8月6日
上記以外の市町村	8月2日～8月31日	遅くとも8月6日

(次ページに続く)

※大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。

受付期間

施設登録（大規模施設のみ）・本申請：

令和3年9月1日（水）から令和3年10月31日（日）まで

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-daikibo.com/>



【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設・テナント等）
コールセンター

【電話番号】 0120-297107

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）

2. 事業を継続したい

(6) 大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第5回）[県]

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域における、床面積が1000㎡を超える施設（大規模施設等）及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給いたします。

対象者

令和3年9月1日から9月12日までの全期間、県内で要請に御協力いただいた以下の施設等

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請等に応じた1,000㎡超の大規模施設（物品販売業を営む店舗（食品、医薬品等生活必需物資の店舗を除く）、運動施設・遊技場、遊興施設、サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）等）
- ・ 上記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
- ・ 1,000㎡超のイベント関連施設※等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営むテナント・出店者等
※ 集会場、展示場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分）、テーマパーク、遊園地等
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店（以下、「非飲食業カラオケ事業者」という。）

主な支給要件

(1) 主な支給要件

① 大規模施設及びテナント・出店者等

- ・ 20時から翌朝5時まで（イベント開催については21時から翌朝5時まで）営業自粛すること
- ・ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）及びカラオケ設備の使用は行わないこと
- ・ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること など

② 非飲食業カラオケ事業者

- ・ 終日休業すること

（次ページに続く）

(2) 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×12日分

	大規模施設	テナント・出店者等	非飲食業カラオケ事業者
支給額	休業面積 1,000 m ² 毎に 20 万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	休業面積 100 m ² 毎に 2 万円 ×「短縮した時間／本来の営業時間」	2 万円 ※大規模施設及びテナント・出店者等に該当する場合は左記による。

※ 大規模施設における支給対象のテナント店舗等数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。その他の加算等についてはホームページを御参照ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

お問い合わせ先

専用ポータルサイト

<https://chiba-daikibo.com/>



【名称】 千葉県感染拡大防止対策協力金（大規模施設・テナント等）
コールセンター

【電話番号】 0120-297107

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝含む）

2. 事業を継続したい

(7) 月次支援金 [国]

緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業主に対して支援金を支給します。

対象者

以下の①・②を満たす中小法人・個人事業主（業種/地域は問わない）

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

※令和3年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・異動の自粛による直接的な影響を受けている事業者であること。

- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること。

支援内容

中小法人等は上限20万円/月、個人事業者等は上限10万円/月を支給

給付額の計算方法

2019年又は2020年の基準月（※1）の売上一2021年の対象月（※2）の売上

※1 2019年又は2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

お問い合わせ先

【申請者専用】 TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

【登録確認機関専用】 TEL：0120-886-140

IP電話等からのお問合せ先：03-4335-7475（通話料がかかります）

※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分（土日、祝日含む全日対応）

2. 事業を継続したい

(8) 千葉県中小企業等事業継続支援金 [県]

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等に対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、最大20万円を支給します。

また、まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供禁止を含む時短営業要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者の皆様に対して、支援金を上乗せして支給します。

1 千葉県中小企業等事業継続支援金（幅広い業種の方を対象） （以下「支援金A」という）

対象者

千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月～9月までのいずれかひと月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して30%以上減少した中小企業等（※1）、個人事業者等（※2）。

（※1）資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人

（※2）個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した「個人事業者」のほか、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者を含む

支援内容

中小企業等 20万円

個人事業者等 10万円

※支給要件を満たす場合に、一律定額で支給します。

支援要件

- ・千葉県感染拡大防止対策協力金（飲食店、大規模施設・テナント等。以下「協力金」という。）の支給対象となっていないこと

※上記協力金は、令和3年4月～令和3年9月の間におけるまん延防止等重点措置等に伴う時短営業要請等に対する協力金を指します。

（次ページに続く）

※令和3年4月～9月のうち、ひと月でも上記協力金の支給対象となっている場合、支援金Aの対象となりません。

- ・引き続き県内で事業を継続する意思を有していること など

2 千葉県中小企業等事業継続支援金（酒類販売事業者の方への 上乗せ支給分）（以下「支援金B」という）

対象者

千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有し、まん延防止等重点措置等に伴う飲食店への酒類の提供停止を含む時短営業要請等の影響により、令和3年4月～9月までの期間について、各月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して70%以上減少した酒類販売事業者（※3）。ただし、中小企業等又は個人事業者等に限る。

（※3）申請時点で有効な酒税法（昭和15年法律第35号）第7条に規定する酒類の製造免許又は同法第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。

支援内容

中小企業等 20万円／月（4月から9月の6か月で最大120万円）

個人事業者等 10万円／月（4月から9月の6か月で最大60万円）

※ただし、売上減少額から、国の月次支援金の上限額（中小企業等20万円／月、個人事業者等10万円／月）を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を上限とします。

※支給額は、各月毎に算定することとします。

※「支援金A」と重複して受給することが可能です。

支援要件

- ・令和3年4月～9月の間における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う休業・時短営業要請・酒類提供停止要請等に応じた飲食店と取引があること
- ・千葉県感染拡大防止対策協力金（飲食店、大規模施設・テナント等。以下「協力金」という。）の支給対象となっていないこと

※上記協力金は、令和3年4月～令和3年9月の間におけるまん延防止等重点措置に伴う時短営業要請等に対する協力金を指します。

※令和3年4月～9月のうち、協力金の支給対象となっている月については、支援金Bの対象となりません。

- ・引き続き県内で事業を継続する意思を有していること など

（次ページに続く）

3 今後のスケジュール（予定、支援金 A・B 共通）

8月5日（木） 申請受付開始

9月9日（木）以降 制度及び申請に関する説明会・相談会開催

※詳しくは、下記ポータルサイト又はコールセンターで御確認ください。

12月28日（火） 申請受付終了（郵送申請の場合、当日消印有効）

4 お問い合わせ（支援金 A・B 共通）

専用ポータルサイト

<https://chiba-keizokushienkin.com>



千葉県中小企業等事業継続支援金 コールセンター

0120-179-155

3. テレワークを導入したい

(1) テレワーク導入支援 [県]

テレワーク導入に取り組む中小企業等を支援するため、専門家を派遣し、各企業の状況に合わせたアドバイス等を行います。

対象者

新規にテレワーク導入を希望する県内中小企業・事業者

※導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。

支援内容

- 専門家派遣（テレワークの専門家3回、労務管理の専門家2回、計5回まで）
- テレワークの社内試行に必要な機器等の貸出

主な相談例

- ・テレワークに適した業務の洗い出しやセキュリティ対策について
- ・労務管理の方法や就業規則の変更について など

【支援企業数】 20社（予定社数に達し次第、終了）

【利用料金】 無料

【その他】 相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣に代えてオンラインによる相談・支援を行うことも可能です。

お問い合わせ先

千葉県「働き方改革」推進事業 事務局（株式会社パソナ内）

【電話】 043-238-9865 【E-mail】 chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

3. テレワークを導入したい

(2) テレワーク相談センター [国]

国が設置する「テレワーク相談センター」では、テレワーク時の労働時間や業務管理、システム環境など、テレワークに関する各種相談に応じるほか、労務管理のオンラインコンサルティングを無料で実施しています。

対象者

テレワーク導入予定企業、テレワーク実施企業

支援内容

- テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等に関する相談
- オンラインによる労務管理等に関する無料コンサルティング
- 国の助成金に関する問い合わせ
- テレワーク活用事例の紹介、関連情報の提供

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

【電話番号】 0120-861009

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

【E-mail】 sodan@japan-telework.or.jp

[参考]

千葉県テレワーク情報サイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/koyoutaisaku/kinkyuu/telework-yobikake.html>

国等のテレワーク関連施策や、県内のサテライトオフィス等の情報を掲載しています。

3. テレワークを導入したい

(3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）[国]

良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。

対象者

良質なテレワークを新規導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主

支援内容

支給対象となる経費の範囲

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器の導入・運用
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

受給額

【機器等導入助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の 30%
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円

【目標達成助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の 20%
〈生産性要件を満たす場合 35%〉
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円

お問い合わせ先

実施期間・支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページを御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

千葉労働局 雇用環境・均等室

【電話番号】 043-306-1860

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる融資制度です。

対象者

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。

(注1) セーフティネット保証4号、危機関連保証は、新型コロナウイルス感染症に係るものに限る

(注2) セーフティネット保証5号は、売上高等減少率が15%以上のものに限る

支援内容

信用保証協会に支払う保証料の一部について、国による補助が受けられます。

- 【融資限度額】 4,000万円
- 【融資期間】 10年以内（うち元金据置期間5年以内）
- 【融資利率】 1.0%～1.7%（保証の種類、融資期間により異なります）
- 【保証料率】 借入金額に対し0.85%または1.05%
※国の補助により、事業者の負担は0.2%相当額となります
- 【担保】 必要に応じて徴求
- 【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 【備考】 原則として四半期に1回、計画の実行状況等について金融機関に報告をする必要があります

お問い合わせ先

融資については、取扱金融機関に直接お申込みください。

取扱金融機関については、
県ホームページをご覧ください。



制度全般について：千葉県商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2707

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 制度融資【県】

中小企業者等の資金調達を支援するための低金利・長期・固定が特徴の融資が可能です。

対象者

- ・ 県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、NPO 法人等）、創業者及び組合等の方
- ・ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方（農林漁業・金融業等は対象外）

支援内容

セーフティネット資金（一般枠）

【融資条件】 最近 1 か月の売上が直近 3 年間のいずれかの同期と比べ 3%以上減少し、その後 2 か月も同様の見込みであること。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000 万円

【融資利率】 1.1%～1.7%（融資期間により異なります）

【保証料率】 0.4%～1.85%

セーフティネット資金（市町村認定枠 4 号・5 号）

【融資条件】 売上高等の減少について、市町村長の認定が必要。

4 号：最近 1 か月の売上が前年同期比で 20%以上減少し、その後 2 か月も同様の見込みであること。

5 号：最近 3 か月の売上が前年同期比で 5%以上減少していること（国指定業種のみ対象）。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000 万円

【融資利率】 1.0%～1.4%（融資期間により異なります）

【保証料率】 4 号：0.75% 5 号：0.63%

（次ページに続く）

セーフティネット資金（危機関連保証枠）

【融資条件】 最近1か月の売上が前年同期比で15%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであることについて、市町村長から認定を受けること。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000 万円

【融資利率】 1.0%～1.4%（融資期間により異なります）

【保証料率】 0.75%

サポート短期資金（小口零細企業保証枠）

【融資条件】 業歴が1年以上の小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内のもので一時的な運転資金を必要としていること。

【資金使途】 運転資金

【融資限度額】 1,200 万円

【融資利率】 1.0%

【保証料率】 0.45%～2.15%

（※）その他、「事業資金（一般枠）」など、様々な融資資金があります。

（※）一般枠、市町村認定枠4号・5号、危機関連保証枠は、併せて利用可能。

お問い合わせ先

融資の申込先 : 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

県制度融資の内容 : 千葉県商工労働部経営支援課 (TEL : 043-223-2707)

信用保証制度の内容 : 千葉県信用保証協会 本店 (TEL : 043-221-8111)

松戸支店 (TEL : 047-365-6010)

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 農業経営負担軽減支援資金 [県]

意欲と能力を有しながら、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担軽減を図るのに必要な資金を融資する。

対象者

農業者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

【利子補給額】 年利 2.05%以内の利子相当額

【融資期間】 10年（うち据置3年）以内

（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内

【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

【融資機関】 農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合

【資金使途】 営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え

（※）制度資金については、貸付利率が5.0%を超えるものが対象

【貸付利率】 県ホームページの農業資金別貸付条件一覧表をご覧ください。

【貸付限度額】 営農負債の額

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

【電話番号】 043-223-3075

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

（４）漁業経営維持安定資金〔県〕

漁業経営が困難である中小漁業者が、債務の整理を行うために緊急に必要な資金を低利で供給するため融資する。

対象者

漁業経営再建計画を作成し、都道府県知事（遠洋かつお、まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業については農林水産大臣）の認定を受けた者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

- 【利子補給額】 年利 1.8%以内の利子相当額
- 【融資期間】 10年（うち据置3年）以内
（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内
- 【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

- 【融資機関】 東日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）等
- 【資金使途】
 - （１）返済期到来後未返済となっている債務
 - （２）返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - （３）その他の債務で次に掲げるもの
 - ア 賃金、退職金の未払債務
 - イ 金融機関以外の者からの借入金
 - ウ 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - エ その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- 【貸付利率】 県ホームページの水産資金別貸付条件一覧表をご覧ください。
- 【貸付限度額】 漁業種類や漁船規模により異なります。（4000万円～4億円）

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

- 【電話番号】 043-223-3075

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 特別利子補給制度【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、実質無利子の融資をしています。

対象者

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応融資」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った中小企業者で、申込時点の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月の平均売上高又は最近2週間等の売上高が、その前年又は前々年又は3年前の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

支援内容

最長3年間分の利子相当額を一括で助成。

公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【期間】 借入後当初3年間（最長）

【補給対象貸付上限額】 中小事業・商工中金等3億円、国民事業6,000万円

(※) 利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

お問い合わせ先

特別利子補給制度ホームページ

<https://tokubetsu-riho.jp>



(独) 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】 0570-060515

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日含む）

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

（６）日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

- ①最近1か月間等の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月間等の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ア 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
 - イ 令和元年12月の売上高
 - ウ 令和元年10月～12月の売上高平均額

支援内容

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。日本公庫の既往債務の借換も可能。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内（うち据置期間5年以内）

【融資限度額】 中小事業 6億円、国民事業 8,000万円

【金利】 当初3年間 基準金利から0.9%引き下げ
4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

お問い合わせ先

日本政策公庫事業資金相談ダイヤル

【電話番号】 0120-154-505

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

最近1か月間等の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある小規模事業者の方

支援内容

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率より当初3年間、▲0.9%引下げ

【利下げ限度額】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

(※) 経済産業省 HP 特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」又は右の2次元コードよりご確認ください。



4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(8) 商工中金による危機対応融資【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

①最近1か月等の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、直近1か月の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方

ア 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高

イ 令和元年12月の売上高

ウ 令和元年10月～12月の売上高平均額

支援内容

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備 20年以内、運転 15年以内（うち据置期間5年以内）

【融資限度額】 6億円

【金利】 当初3年間 基準金利から0.9%引き下げ
4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 3億円

お問い合わせ先

商工組合中央金庫相談窓口

【電話番号】 0120-542-711（平日・土）

4. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(9) 福祉医療機構による融資【国】

独立行政法人 福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が出た福祉・医療事業者を対象に経営資金等の優遇融資を実施しています。

対象者

- ① 福祉貸付事業（経営資金）：当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者
- ② 医療貸付事業（長期運転資金）：病院、老健、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設等を経営している事業者

いずれも、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障が出た場合。

支援内容

	福祉貸付事業*	医療貸付事業**
貸付金の限度額	なし	4 千万円（5 千万円）～ 7.2 億円(10 億円) 種類により異なる
貸付利率	当初 5 年間：6 千万円 （1 億円）まで無利子 （超えた部分は 0.2%） 6 年目以降：0.2%	当初 5 年間：施設や役割 により異なる額まで無利子 （超えた部分は 0.2%） 6 年目以降：0.2%
無担保貸付	6 千万円（1 億円）まで	4 千万円（5 千万円）～ 3 億円(6 億円) 種類により異なる
償還期間【据置期間】	15 年以内【5 年以内】	15 年以内【5 年以内】

*（ ）は感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）

**（ ）は前年同月より医業収益が 30%以上減少した月が 1 月以上ある医療機関

お問い合わせ先

福祉貸付専用窓口 【電話】 0120－343－862（受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで）

医療貸付専用窓口 【電話】 0120－343－863（受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで）

5. 税金等の期限内の納付が困難

(1) 県税の納税猶予〔県〕

一定の要件に該当し、県税を一時に納付することができない場合には、申請により、一年以内の期間に限り、県税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。申請する際には、事前に管轄の県税事務所に電話でご連絡ください。

徴収猶予

災害、病気、事業の休業等によって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

申請による換価の猶予

県税を一時に納付することによって、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予を受けることができます。

申請手続等

- 申請書のほか、収入・支出や現預金の状況が分かる資料等を提出していただきます。
- 原則として担保の提出が必要となります。

お問い合わせ先

詳細については、管轄の県税事務所に電話でお問い合わせください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(2) 水道料金の支払猶予【県】

新型コロナウイルス感染症の影響により、千葉県営水道（千葉県企業局）料金のお支払いが困難な方は、申請により当面の間、支払を猶予します。

対象者

千葉県営水道（千葉県企業局）をご契約されているお客様

【千葉県営水道（千葉県企業局）の給水区域は、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ケ谷市の全域です。】

支援内容

水道料金を当面の間、支払を猶予します。

【申請方法】

受持ちの管轄の水道事務所・支所(※1)に御相談の上、猶予の申請をされる場合、千葉県営水道（千葉県企業局）のホームページ(※2)から申請様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ管轄の水道事務所・支所(※1)へ郵送してください。

※1 【管轄の水道事務所・支所】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/s-jimusho/index.html>



※2 【千葉県営水道のホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/oshiharai.html>



お問い合わせ先

管轄の水道事務所・支所にお電話でご相談ください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予〔県〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水道料金及び経営負担金のお支払いが困難な方は、申請により、徴収を猶予します。

対象者

工業用水の受水企業

支援内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、受水企業が納入期限までに工業用水道料金等を支払うことができない場合、徴収を猶予します。（猶予期間中は延滞金はいかかりません。）

（※）猶予期間は原則として次期納入期限（約1月間）まで（再申請可。期間について応相談。）

（※）原則として納入期限の7日前までに下記問い合わせ先に申請が必要です。

お問い合わせ先

企業局工業用水部工業用水管理課経営改善室

【電話番号】 043-307-1686

5. 税金等の期限内の納付が困難

(4) 厚生年金保険料等〔国〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べ概ね20%以上の減少があり、一時に納付を行うことが困難な事業主。

支援内容

1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。

担保の提供は不要。延滞金が免除。

※猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。

申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する年金事務所にお問合せください。

（千葉・幕張・船橋・市川・松戸・木更津・佐原）

（※）管轄区域及び各事務所の連絡先は、日本年金機構のページでご確認ください。

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/chiba/kankatsu_chiba.html

6. 事業承継について相談したい

(1) 事業承継支援緊急対策事業 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、事業継続意欲が失われている中小企業の事業承継を促進するため、専門家による中小企業への直接訪問支援を行います。

対象者

後継者がいない高齢の中小企業の経営者

支援内容

事業内容

- 専門家が直接訪問し、事業の現況確認と、今後の経営への助言を行います。
- 経営者自らの気づきを促し、事業承継が必要な経営者を「千葉県事業引継ぎ支援センター」の専門相談窓口へつなげます。

お問い合わせ先

商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2712

6. 事業承継について相談したい

(2) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国]

事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。中小企業の事業承継の実務に精通した専門家が秘密厳守の上、相談対応を行っています。相談は無料です。

対象者

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方

支援内容

相談の流れ

(1) 申込み・受付

「相談申込書」をFAXまたは電子メールにて送付（左記の方法が困難な場合は、電話による申込みも可）。申込書の到着確認後、担当者から電話により、日程調整を行う。



(2) 窓口相談

センターの窓口に来所し、相談員が会社の状況や経営者の意向を確認の上、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、親族内承継、第三者承継、M&Aなどの事業引継ぎに関わる様々な選択肢を提示する。また、顧客の選択した内容に応じて、支援機関の紹介を行う。



(3) 事業引継ぎ支援

相談の結果、M&Aなどによる第三者への事業の引継ぎを希望される場合は、M&Aの可能性や課題に対する助言、またM&A交渉に必要な資料の作成を支援し、M&A支援会社・金融機関などへの橋渡しを行い、場合によっては各種専門家の紹介を行う。

お問い合わせ先

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

千葉県千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 12 階

【電話番号】 043-305-5272

【FAX】 043-305-5273

【E-mail】 hikitsugi@chiba-cci.or.jp

7. 雇用を維持したい

(1) 雇用調整助成金の特例措置【国】

国は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成しています。

対象者

以下の条件を満たす新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）

- (1) 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
- (2) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

支援内容

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置が講じられています。

(1) 特例措置の主な内容

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ
- ③ 対象労働者1人1日当たりの助成額上限を引き上げ
- ④ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑥ 1年間に100日、3年間で150日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑦ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象（緊急雇用安定助成金）

以上の他、いくつかの特例があります。

(2) 特例措置の適用期間

特例措置は以下の内容が令和3年11月末まで継続される予定です。

【中小企業の特例措置のみ抜粋（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）】

	～令和3年4月末	令和3年5月～11月末（予定）
原則的な措置	4/5（10/10） 15,000円	4/5（9/10） 13,500円
地域特例（※1）	—	4/5（10/10）
業況特例（※2）	—	15,000円

※1 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（～4月末は大企業のみ。）

※2 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

【ご注意】詳細及び最新情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応しています。

【電話番号】0120-60-3999（受付時間 午前9時から午後9時まで（土・日・祝日含む））

7. 雇用を維持したい

(2) 「雇用シェア」(在籍型出向) を活用した雇用維持の支援【国】

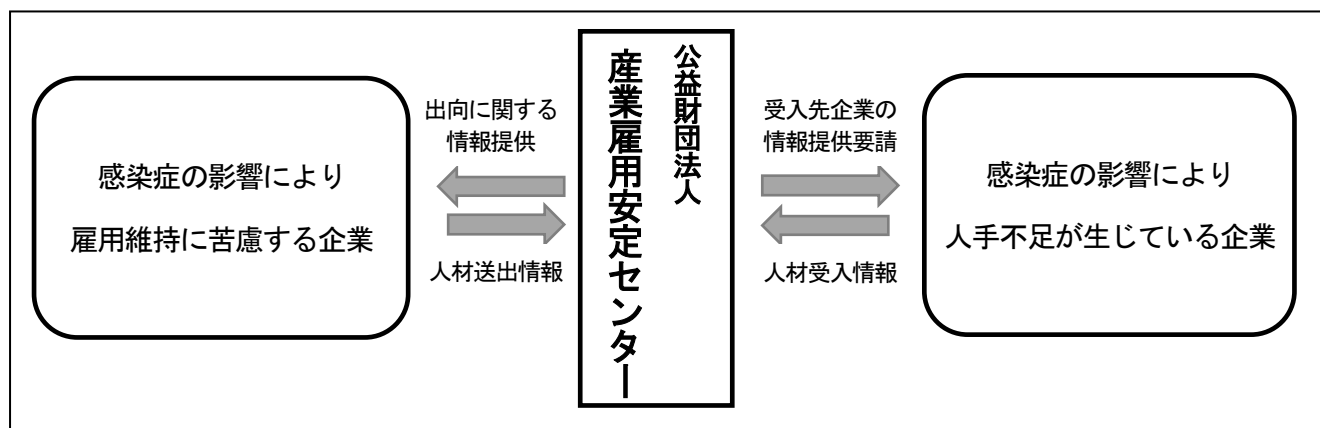
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業活動が縮小した企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向) を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。

対象者

雇用保険の加入事業者

支援内容

コンサルタントが人材送出企業と人材受入企業を訪問し、マッチングが円滑に進むよう人事担当者等への助言や各種支援を行うとともに、登録される求職者へもきめ細かくカウンセリングやアドバイスを行います。費用は無料です。



お問い合わせ先

(公財) 産業雇用安定センター 千葉事務所【電話番号】 043-216-3670

千葉県商工労働部雇用労働課

【電話番号】 043-223-2767

7. 雇用を維持したい

(3) 産業雇用安定助成金 [国]

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます。(令和3年2月5日創設)

対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）
 - ・ 出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。

支援内容

① 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）		12,000円/日	

② 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

★令和3年8月1日から、新たに助成金の対象が拡充されました。

独立性が認められない子会社間などの事業主間で実施される出向についても、要件を満たした場合は対象になります。（出向初期経費助成は支給されません。）

出向運営経費	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

千葉労働局 職業対策課

【電話番号】043-221-4393

7. 雇用を維持したい

(4) 農業労働力確保緊急支援事業 [国]

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の農業経営体が、代替人材を雇用等する際に必要となる掛かり増し経費や求人活動に要する費用の一部を助成します。

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足となっている農業事業者
ただし、代替人材雇用によるかかり増し経費支援は、下記(1)、(2)の要件を併せて満たす必要があります。

- (1) 代替人材と原則7日間以上の雇用契約を締結している（作業委託の場合は、日数は要件としない）。
- (2) 「農業／畜産事業者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施している。

支援内容

1. 代替人材雇用によるかかり増し経費支援

以下のうち、予定していた人員に係る経費としてあらかじめ見込んでいたものを除いた経費（掛かり増し経費）。

- (1) 交通費 1人当たり1か月につき3万円以内。
- (2) 宿泊費 新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費又は借上料。
1人当たり1泊6,000円以内、かつ1か月10万円以内。
- (3) 保険料 代替人材に係る労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料。
- (4) 賃金 1時間につき500円以内。1日につき10時間以内。
- (5) 農作業委託料・人材派遣料・紹介料
- (6) 研修費 農業経験のない代替人材に対し研修を実施する場合の経費。
1時間につき2,400円。経営体当たり、研修生3人までは1か月に
つき20万円以内、研修生4人以上は1か月につき30万円以内。
研修生は、1か月以上当該経営体で働く意思があること。

2. 求人活動に要する経費支援（補助率：1／2以内）

求人情報の掲載、求人チラシの製作、求人マッチングに要する経費

お問い合わせ先

申請サイト

農業労働力確保緊急支援事業専用ウェブシステム (<https://for-farmer.jp/>)

全国農業会議所

【直通番号】0120-150-055 【受付時間】9:00～17:00（土・祝日を除く）

【メールアドレス】info@for-farmer.jp

千葉県農業会議

【直通番号】043-223-4480 【メールアドレス】cnk.1104@true.ocn.ne.jp

事業の詳細

農林水産省ホームページ（農業労働力確保緊急支援事業）



7. 雇用を維持したい

(5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国]

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足を解消するため、漁業や水産加工業において、地域の作業経験者等の代替人材の雇用や、遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に現在雇用している外国人船員を継続雇用する際に必要となる賃金等の掛かり増し経費の一部を助成します。

要件

1. 人材確保支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により、人手不足となった経営体であること。
- (2) 当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりに雇用した地域の作業経験者等の人数が、(1)により人手不足となった人数と同じか少ないこと。
- (3) 外国人技能実習生等に支払う予定であった賃金と、代わりに雇用した地域の作業経験者等の賃金の差額の範囲内の額が計上されていること。

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 船員の雇用（継続雇用を含む）、船員配乗のための航行・移動及び乗船前の船員の隔離待機が新型コロナウイルスの感染拡大による規制等によりやむを得ないものと認められる場合であること。

支援内容

- ##### 1. 人材確保支援
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は定額。

- ・当初受入を予定していた外国人技能実習生等の賃金と、当該実習生の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の賃金の差額（国費は1時間につき500円以内、1日につき10時間以内）
- ・地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の傷害保険料（国費は1人2,000円/月を上限。）
- ・交通費（1人当たり3万円/月以内。ただし、国が認めた場合に限る。）
- ・都市部とのマッチングによる人材確保に必要な、経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費や借上料（国費は1人につき6,000円/日、かつ100,000円/月を上限）

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は1/2以内。

- ・既存の外国人船員等をドック等により操業を行っていない間も雇用する場合に必要なとなった賃金
- ・操業再開にあたり通常の外国人船員に代えて日本人船員を一時雇用（原則、3ヶ月以内。）した場合に必要なとなった賃金の差額
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させるため必要となった航行の燃油費
- ・90日を超えて外国で漁船を係留した場合にあっては、操業再開にあたり外国人船員を乗船させるために必要となった旅費
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させる際の隔離待機に要した宿泊費

お問い合わせ先

水産庁漁政部企画課 (03-6744-2340)
水産庁漁政部加工流通課 (03-6744-2349)
水産庁資源管理部国際課 (03-6744-2364)

8. 感染予防対策をしたい

(1) 令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国]

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援します。

対象者

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所（原則として、令和2年度第三次補正予算による「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」による補助を受けた医療機関等は対象外）

支援内容

対象経費

- 令和3年4月1日から令和3年9月30日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）
- ※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CT リース等

補助上限額

病院・有床診療所(医科・歯科)	25万円+5万円×許可病床数
無床診療所(医科・歯科)	25万円
薬局、訪問看護事業者、助産所	20万円

お問い合わせ先

事業の詳細は厚生労働省 HP を参照ください。

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

申請に関する具体的な問い合わせ

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

【電話番号】 0120-336-933

【受付時間】 午前9時半から午後6時まで（土・日・祝日除く）

8. 感染予防対策をしたい

(2) 地域公共交通感染防止対策補助事業 [県]

地域の公共交通事業者が行う感染防止対策整備の導入等に係る費用について、国の補助に上乗せして支援します。

対象者

- 県内乗合バス事業者（高速バス専従・コミュニティバス専従事業者を除く）
- 県内タクシー事業者（ハイヤー専従事業者を除く）
- 県内地域鉄道事業者（銚子電気鉄道株、小湊鉄道株、流鉄株）

支援内容

補助対象経費

- ・感染防止対策設備^{*}の導入等に要する費用

※運転席仕切りカーテン隔壁、防菌シート・防護板、車内抗菌処理など

補助額

- ・（感染防止対策設備の導入等に要する費用－国庫補助定額）× 1 / 4 以内

お問い合わせ先

総合企画部交通計画課企画調整班

【電話番号】 043-223-2063

8. 感染予防対策をしたい

(3) 千葉県飲食店感染防止対策認証事業【県】

感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、飲食店における対策を県が認証する制度を、県内全域で実施します。

対象者

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

事業内容

(1) 認証基準

専門家の意見等を反映し、業種別ガイドライン等よりも厳しい対策を求める基準としています。

＜厳しい基準項目例＞

- ・「建築物衛生法の対象施設に限らずCO₂（二酸化炭素）濃度が1000ppm以下であることを確認したうえで、定期的に記録すること」を必須項目
- ・「換気の詳細の図示」、「利用者の氏名等の記録」等の5つの選択項目を設定し、そのうち4項目以上を必須

(2) 手続き等

飲食店からの申請に基づき、実際に取組状況を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。その後も継続して対策が取られているかを確認します。

※感染症対策が十分でない場合は、認証を取り消すことがあります。

(3) 認証店への支援等

①認証店への要請の取り扱い

認証店については、高いレベルでの感染防止対策が講じられていることを踏まえ、「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」を行いません。(※)

ただし、県民の皆様へ「飲食時は少人数で」という要請をしていることを踏まえ、認証店においても大人数となることがないように、適切な対応をお願いします。

(次ページに続く)

※：当面の間は、認証店であっても、緊急事態宣言が発令されている時及びまん延防止等重点措置区域内の場合には要請の対象となります。

注：認証店については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「営業時間の短縮要請」、「酒類提供の制限の要請」の対象でなくなることから、千葉県感染拡大防止対策協力金の申請対象とはなりませんので御留意ください。

② 補助制度等

(ア) 認証店について、県ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることを周知します。

(イ) 認証に必要な設備の整備費用について、補助金(上限 30 万円)を活用できます。

…補助対象：アクリル板、CO₂（二酸化炭素）濃度測定器、加湿器等

…補助率：10/10

また、必要な機械工事の費用について、補助金（上限 70 万円）を活用できます。

…補助対象：換気設備工事、自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレ改修等

…補助率：3/4

(ウ) ウィズコロナ社会における店舗診断・レイアウト改善、営業戦略立案等について、専門家の助言を受けることができます。（…初回無料、2回目以降自己負担あり）

お問い合わせ先

専用窓口 千葉県飲食店認証事務局

【電話番号】 043-307-9003

【メール】 chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

【FAX】 043-307-9004

【郵送先】 〒260-0028 千葉市中央区新町 18-10 千葉第一生命ビル 3 階

【受付時間】 午前 10 時から午後 6 時まで（土・日・祝日を除く）

※認証基準、補助制度等の詳細は、下記URLを御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

8. 感染予防対策をしたい

(4) 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援しています。

対象者

- 旅館業法に基づく営業の許可を受けた宿泊施設
(ただし、店舗型性風俗特殊営業を営む宿泊事業者を除く。)

支援内容

支援対象経費

- ①感染拡大予防ガイドライン等に対応するための経費
- ・感染拡大防止対策に必要となる設備、機器、必需品等の導入に要する経費
 - ・専門家による感染症防止策に係る検証等に要する経費 等
- ②感染防止に資する新たな需要に対応するための取組に要する経費
- ・マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入 等

支援額

1 施設当たり、支援対象経費の1/2の額とし、かつ、下の表に掲げる区分に従い、上限額を定めて支援します。

区分		上限額
室数	従業員数	
9 室以下	9 人以下	5 0 万円
1 0 ～ 2 9 室	1 0 ～ 2 9 人	1 0 0 万円
3 0 ～ 4 9 室	3 0 ～ 9 9 人	3 0 0 万円
5 0 室以上	1 0 0 人以上	5 0 0 万円

※上限額を定める区分については、客室数を原則としますが、従業員数を選択することも可能です。

お問い合わせ先

事業の詳細は、千葉県宿泊施設感染対策支援事務局HPを御参照ください。

➡ <https://chiba-shukuhaku.com/>

千葉県宿泊施設感染対策支援事務局コールセンター

【電話番号】 0 5 7 0 - 0 2 0 1 6 6

【受付時間】 平日午前9時から午後6時まで(土日祝及び年末年始を除く)



千葉県宿泊施設感染対策支援事務局HP

9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい

(1) 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県]

需要が低迷している県産農林水産物の需要回復を図るため、県及び県域の農林水産関係団体で構成する協議会を立ち上げ、品目横断的な販路開拓等を行います。

対象者

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会
(千葉県及び県域農林漁業関係団体 計6機関で構成)

支援内容

県産農林水産物の需要回復を図るための販路拡大や、「新しい生活様式」に対応した販売方法の改善等の取組を行います。

具体的な取組内容については、協議会の構成団体が企画立案し、決定・実行します。

実施した取組

- ・観光いちご園における感染防止対策の徹底及び「新しい生活様式」への対応推進
- ・潮干狩り場における新型コロナウイルス感染防止対策の推進 など

お問い合わせ先

農林水産部農林水産政策課政策室

【電話番号】 043-223-2807

9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい

(2) 千葉県フェアの実施【県】

「ちばと一緒に！～まごころのチカラ～」の合言葉の下、県産農林水産物の販売促進に取り組んでくださる量販店やレストラン等の各種企業・団体の皆様に、のぼりや販促資材等を提供しています。

【販促資材の一例】

○ ポスター



○ スイングポップ



※販促資材一覧や申し込み方法等の詳細は下記 URL もしくは 2 次元コードを参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/hanbai/tool.html>



お問い合わせ先

農林水産部流通販売課販売・輸出促進室

【電話番号】 043-223-3085

10. 観光客・消費者を誘致したい

(1)「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーン [県]

千葉県観光の魅力を再発見していただくため、抽選で宿泊料金を一人あたり最大5,000円をキャッシュバックします。

対象者

全国のみなさま

事業内容

抽選で当選した方が県内のキャンペーン参画宿泊施設に宿泊すると、1人あたり最大5,000円(1応募あたり宿泊人数4人分まで)合計40万人泊分、総額20億円をキャッシュバックするキャンペーンを行っています。

※旅館業法第3条1項の営業許可や「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」等に基づいた感染症防止対策を講じていることなどの参画条件を満たし、事前申請した県内の宿泊施設が対象です。

利用できる期間

当選券を受領した翌日から令和3年9月30日(木)チェックアウト分

※当面の間利用期限延長中。キャンペーン再開する際に利用期限を決定予定。

※令和2年12月28日(月)から当面の間一時停止中

(9月1日発表) 詳細は、下記のキャンペーン特設サイトをご確認ください。

利用条件

- ・当選者ご本人様の宿泊が必要(同行者は3人まで。)
- ・GoToトラベルなどの他の優待キャンペーンとの併用可能
- ・同一旅行、同一施設でのご利用で1回限り

お問い合わせ先

「ディスカバー千葉」運営事務局 コールセンター

【電話番号】 0570-054-389

【受付時間】 午前8時30分から午後5時30分まで(土・日・祝日含む)

運営事務局

【E-mail】 discoverchiba@jtb.com

キャンペーン特設サイト URL : <http://discoverchiba-cpn.com>

10. 観光客・消費者を誘致したい

(2) みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業【県】

落ち込んだ地域産業の振興を図るため、本県の宿泊施設利用者に、地域と宿泊施設が協力して行う、その地域ならではの“おもてなし”を提供する取組を支援します。

対象者

観光協会等の観光振興を目的とする団体又は市町村

支援内容

補助額

- ・基準額：事業費と事務費（事業費の1／10以内）の合計額の3／4
 - ・上限額：参加室数×30,000円
- どちらか低い額を補助額とします。

各地域の取組例

- ・地域自慢の水産物（伊勢海老や鮑 等）一品サービス
- ・美味しい農産物（お米や野菜 等）プレゼント 等

（※）どのような時期・内容で実施するかは、感染状況や地域の実情等を踏まえ、各地域と宿泊施設が設定します。

各地域の取組PR

各地域の取組については、専用ホームページから御確認ください。

【専用ホームページ】 <https://maruchiba.jp/miryoku/welcometochiba.html>

お問い合わせ先

商工労働部観光企画課オール千葉おもてなし推進班

【電話番号】 043-223-3492

10. 観光客・消費者を誘致したい

(3) G o T o トラベル [国]

国は、国内旅行を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の1／2相当額を支援します。

支援額のうち、7割が旅行代金の割引に、3割が旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

※本事業は、当面の間、全国で一時停止する措置が取られています（3月5日発表）。

詳細は、下記のG o T oトラベル事務局サイトをご覧ください。

対象者

○旅行代金の割引： 旅行会社、宿泊事業者

○地域共通クーポン：土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など

※対象とならない商品があります（税金、電気料金、金券、宿泊代金等）

事業内容

支援額

宿泊・日帰り旅行代金の1／2相当額

（ 支援額のうち7割…旅行代金の割引
支援額のうち3割…地域共通クーポン ）

支援額の上限

宿泊旅行：一人一泊あたり2万円、日帰り旅行：一人1万円

事業への参加方法

G o T oトラベル事業者向け申請サイト又は郵送にて申請

※ 参加する事業者には、感染拡大防止策の実施が求められている。

お問い合わせ先

G o T oトラベル事務局 <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【電話番号】 0570-017-345

【受付時間】 午前10時から午後7時まで（土・日・祝日含む）

10. 観光客・消費者を誘致したい

(4) G o T o イート [国]

売上減少に苦しむ飲食業界を支援するため、県内の飲食店でお得に使えるプレミアム付き食事券発行等を行うもので、この食事券を使用できる飲食店を募集しています。

対象者

飲食店の皆様（店内飲食をメインとしないものや接待・遊興を伴うものは対象外）

事業内容

飲食店は、「G o T o E a tに参加する飲食店が守るべき感染症対策」を行い、事前登録の上、事業に参加できます。

プレミアム付き食事券

- ・県内の登録飲食店で使用できるプレミアム付き食事券
- ・1万2,500円の食事券を1万円で消費者が購入。オンライン（LINE）で購入できる電子クーポンと紙クーポンがあり、おつりはできません。
- ・販売は、令和2年10月8日に開始、有効期限は令和3年9月末までです。

※当面の間「食事券の新規発行の一時停止」「食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけ」が行われており、県内の感染状況によって取り扱いが変わる場合があります。

オンライン飲食予約サイトを通じたポイント付与

- ・オンライン飲食予約サイトを經由で、期間中に登録飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与
- ・昼食時間帯は500円分、夕食時間帯（15：00～）は1,000円分が、消費者に付与される。
- ・ポイント付与は、令和2年10月1日に開始、利用は令和3年12月末までです。

お問い合わせ先

【プレミアム付き食事券について】

G o T o E a t キャンペーン千葉県事務局事業者コールセンター

【電話番号】 0570-052-080

【オンライン飲食予約など その他G o T o E a t キャンペーンについて】

G o T o E a t キャンペーン事務局事業者コールセンター

【電話番号】 0570-029-200

10. 観光客・消費者を誘致したい

(5) G o T o 商店街 [国]

商店街が行うイベントやプロモーション、観光商品開発などについて、国が事業実施を支援します。

対象者

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合、テナント会等

事業内容

事業内容

○商店街におけるイベントの実施

※感染症対策を講じた上で実施する毎年恒例の商店街イベントを含む

○プロモーション（素材開発、ホームページ掲載 等）

○観光商品開発（ツアー開発、ホームページ掲載 等）

上限額

○1 商店街あたり 300 万円

※広域連携の場合、更に 500 万円を上乗せ。上限額 1400 万円

事業募集期間（通常募集）

令和 2 年 10 月 30 日～12 月 24 日

令和 2 年度第 3 次補正予算で予算措置されており、今後改めて募集がある予定です。

対象となる経費の例

○屋外イベント・デリバリーキャンペーンにおける出演料、広告印刷費、ポータルサイト制作費、アルバイト代、レンタル料、消耗品購入費、配送料、地域産品販売促進費

○オンラインイベント・プロモーションにおける Web サイト制作費、PR 素材開発費

○観光商品開発における商品開発費、OTA 掲載費

※プレミアム付商品券・金券等、備品の購入、施設整備（ハード事業）は対象外

★G o T o 商店街事業者向けホームページ <https://gotoentry.meti.go.jp/>

お問い合わせ先

G o T o 商店街問い合わせ窓口 【電話番号】0120-304-060

（10時から18時まで（12月以降の土日祝日、年末年始を除く。））

10. 観光客・消費者を誘致したい

(6) Go To イベント [国]

国は、イベント関連のチケット等を購入する際、チケットの割引やクーポンを消費者に付与することで、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を行っています。

対象者

イベント関連の主催者、チケット販売事業者

支援内容

消費者が事業登録済みのチケット販売事業者から登録イベントのチケットを購入する際、2割相当分の割引・クーポン等を付与（上限額：原則2,000円）

○対象となるイベント等

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術やスポーツに関する行事（音楽コンサート、スポーツ観戦、伝統芸能、演劇、美術館、博物館、映画館、遊園地・テーマパーク等）
- ・国内で不特定多数を対象にして有償で提供されるもの（無観客ライブ等の新型コロナウイルスに対応する新たな形式のものを含む）
- ・イベント開催にあたり事務局が求める感染拡大防止対策がとられていること 等

○手続き等

- ・Go To イベント事業事務局に対し事前に登録申請を行う
- ・手続きの詳細や要件については専用ポータルサイトに掲載

<https://gotoevent.go.jp/>

※ 当面の間、オンライン開催を除くフィジカルに開催されるイベントについては対象外の措置が取られています。詳細は上記のサイトをご覧ください。

お問い合わせ先

イベント主催者専用窓口【電話番号】 0570-005-272

03-6704-4105（IP電話専用）

※10:00～19:00（土・日・祝日を含む）

チケット販売事業者等専用窓口【電話番号】 03-3501-1293

※平日10:00～17:00 土・日・祝日・年末年始
（12月29日から1月3日）を除く

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(1) 新しい生活様式に向けた設備投資補助事業 [県]

新しい生活様式に対応したビジネスを行う際に必要な設備投資を後押しするため、国補助事業への上乗せ助成を行う⁽¹⁾ほか、ワンストップ窓口を設置して国補助事業への申請手続きを支援⁽²⁾します。

対象者

(1) 設備投資補助金

令和2年度において、国のものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金に特別枠※で申請し、採択された中小企業者等

※令和2年12月まで(2～4次締切)の特別枠

A サプライチェーンの毀損への対応、B 非対面型ビジネスモデルへの転換、C テレワーク環境の整備

令和3年2月締切(5次)の特別枠：低感染リスク型ビジネス枠

(2) 申請手続きの支援

国補助金等の申請を検討している中小企業等

支援内容

(1) 設備投資補助金 県への申請締切：令和3年9月15日(※延長等あればホームページでお知らせします)

【補助額】 国の採択を受けたものの、補助上限額を超えた場合に県で上乗せを行う。(県補助上限500万円)

(※) 対象経費に国の補助率を乗じた額が国の補助上限額を超える場合に、国の補助上限額を超える額を助成する。

【実施期間】 令和2年度中に国補助金への申請を行ったもの

(2) 申請手続きの支援 (※期間の延長があれば、ホームページでお知らせします)

【実施内容】 補助制度の説明会と申請書作成のサポート

【実施期間】 令和2年度10月中旬から令和3年9月末まで

お問い合わせ先

URL : <https://www.ccjc-net.or.jp/link/uwanosehojo.html>



【設備投資補助申請サポート等 ワンストップ窓口】

(公財) 千葉県産業振興センター 新事業支援部

【電話番号】 047-426-9200

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

11. 新しい生活様式に向けて投資したい

(2) 中小製造業向けスマート化推進事業 [県]

I o TやA I等の利活用を通じて中小企業の技術の高度化や、生産性の向上を図るため、ワンストップ相談窓口を設置するほか、専門家派遣による集中支援等を行います。

対象者

中小製造業等

支援内容

(1) I o T・A I ワンストップ相談窓口

【相談内容】 I o T、A I 等に関する各種相談を広くお受けします。

【料 金】 無料

(2) 専門家派遣

【事業内容】 製造現場へ専門家を派遣し、課題の抽出や解決方法を検討致します。

【専 門 家】 I Tベンダー、I Tに詳しい中小企業診断士等

【料 金】 無料（原則2回まで）

(3) I o T・A I 等導入事例セミナーの開催

(4) 安価なセンサーを用いた I o T 実習講座

(5) A I 体験型実習

(6) I o T 体験ラボの設置（設置場所：産業支援技術研究所）

お問い合わせ先

【ワンストップ相談窓口、専門家派遣の申込先】

CHISA （公社）千葉県情報サービス産業協会

<http://www.chisa.gr.jp>



【事業全般に関するお問合せ】

商工労働部産業振興課成長産業振興班

【電話番号】 043-223-2778

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(3) 中小企業D X推進事業 [県]

県内中小企業が、デジタル技術の活用により生産性の向上や事業の高付加価値化が図れるよう企業内の様々な変革（D X）を推進するための支援（人材育成支援・関係者の交流の場の提供）を行います。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

(1) 経営者向けD X研修

【実施内容】 中小企業の経営者を対象に、D Xの有効性の周知や変革の必要性に対する意識の醸成を目的とした研修を実施します。

【募集対象】 30社（予定）

(2) 企業が抱える課題に応じたデジタル技術活用実践研修

【実施内容】 自動化・非接触化など課題を抱えている中小企業の現場責任者を対象に、デジタル技術を活用し実際にそれを解決していく伴走型の研修を実施します。

【募集対象】 20社（予定）

(3) 共同研究や外部連携を促進するための交流会

【実施内容】 D X関連の優れた技術を有する県内中小(ベンチャー)企業とその技術を活用したい企業を対象に、共同研究や外部連携を促進するためのオンライン交流会を開催します。

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課成長産業振興班

【電話番号】 043-223-2778

11. 新しい生活様式に向けて投資したい

(4) ～ (6) 生産性革命推進事業 [国]

国は、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT 導入補助」について、感染防止と生産性向上を両立するビジネスモデルへの転換を行う事業者を対象に新たな特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）を設けています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

補助金名称 事業類型等	補助上限・補助率	
	通常枠 (一般型)	低感染リスク型ビジネス枠
① ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス補助金)	1,000 万円 中小 1/2、小規模 2/3	1,000 万円 2/3
② 持続化補助金	50 万円 2/3	100 万円 3/4 *
③ IT 導入補助金	450 万円 1/2	450 万円 2/3 *

①ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス補助金)

- ・ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限:1,000万円 補助率:中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限:1,000万円 補助率:2/3

②持続化補助金

- ・ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【一般型】 補助上限: 50万円 補助率:2/3

【特別枠】 補助上限:100万円 補助率:3/4 *感染防止対策費は補助金総額の1/4を上限に支援

③IT導入補助金

- ・ ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限:30～450万円 補助率:1/2

【特別枠】 補助上限:30～450万円 補助率:2/3 *テレワーク対応類型は150万円

お問い合わせ先

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト

<https://seisansei.smrj.go.jp>

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(7) 中小企業等事業再構築促進事業 [国]

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援します

対象者

以下の要件を全て満たす企業・団体等

- (1) 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- (2) 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- (3) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【緊急事態宣言特別枠】

上記(1)～(3)の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

支援内容

- | | | | |
|--|-------------|-------------------|------------------------|
| 中小企業 | 通常枠 | 補助額：100万円～6,000万円 | 補助率：2/3 |
| | 卒業枠※ | 補助額：6,000万円超～1億円 | 補助率：2/3 |
| ※卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。 | | | |
| 中堅企業 | 通常枠 | 補助額：100万円～8,000万円 | 補助率：1/2 (4,000万円超は1/3) |
| | グローバルV字回復枠※ | 補助額：8,000万円超～1億円 | 補助率：1/2 |
| ※グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。 | | | |
| ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。 | | | |
| ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。 | | | |
| ③グローバル展開を果たす事業であること。 | | | |

【緊急事態宣言特別枠】

補助額：従業員数5人以下	100万円～500万円	補助率：中小企業3/4
従業員数6～20人	100万円～1,000万円	中堅企業2/3
従業員数21人以上	100万円～1,500万円	

お問い合わせ先

経済産業省ホームページ「緊急事態宣言の再発令に伴う経産省の支援措置について」
https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/

14. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(1) ちばのキラリ商品支援事業【県】

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援します。

対象者

地域資源の活用により商品開発を行っている（検討している）県内中小企業者、県内中小企業者と農林漁業者による連携体（農商工連携）

支援内容

- (1) ニーズに合わせた商品開発・改良を行うためのマッチング機会の提供
大手販売事業者や県産農林水産物の生産者等のニーズを把握した新商品の開発（改良）が行えるよう、マッチングイベントを開催します。
- (2) 地域連携コーディネーターの配置等
マッチングイベントに向けてのアドバイスや開催後のフォローアップのほか、地域内の連携を促進し、地域のブランド力を強化するためのワークショップや個別のマッチング等に対応できる体制を整備します。
- (3) 県内外でのテストマーケティング
商品の認知度向上を図るとともに、販売実績や消費者の声を事業者にフィードバックし、更なる商品開発や販売戦略の見直しにつなげるための販売イベント等（テストマーケティング）を行います。
- (4) テストマーケティングに付随するコンサルティング
テストマーケティングと併せ、事前研修、実施後のフィードバックを踏まえた商品のブラッシュアップ、営業ツール（商品プロフィールシート）の作成等のコンサルティング支援を行います。

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ベンチャー・地域産業振興班

【電話番号】 043-223-2798

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/kirari.html>

1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(2)「ちばのキラリ」ロゴマーク [県]

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品のPRに、無料でお使いいただけるロゴマークです（事前のお申し込みが必要です）。

対象者

県内に事業所がある中小企業等

対象商品

県内に事業所がある中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域の特性や資源を活用するもの

使用用途

商品の包装、販促品、ホームページ等への使用

使用料

無料



「ちばのキラリ」ロゴマーク



※手続き等の詳細については、
下記 URL もしくは2次元コードをご参照ください。
ロゴマークを使用した商品の一覧もご覧いただけます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/logo.html>

※ご登録いただいた事業者の皆様
に卓上のぼりやスイングポップなどの
販促品の配布も行っています。



お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ベンチャー・地域産業振興班

【電話番号】 043-223-2798

(参考) 受付等が終了した事業一覧

項目番号	項目	概要
2 (9) ～ (1 7)	飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第 1 ～ 9 弾)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」について、営業時間の短縮等の要請に応じた事業者等に協力金を支給。
2 (1 8) ～ (1 9)	大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第 1 ～ 2 回)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域内における、床面積が 1 0 0 0 m ² を超える施設 (大規模施設等) 及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給いたします。
2 (2 0)	高収益作物次期作支援交付金 (第 4 次公募分) [国]	国は、令和 3 年 1 月から 3 月に発令された緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様を支援。
2 (2 1)	生産活動活性化支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している就労継続支援事業所の再起に向けて必要となる費用を助成。
2 (2 2)	千葉県中小企業再建支援金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している中小企業等が行う、感染症予防対策などを総合的に支援するため、支援金を給付。
2 (2 3)	農業労働力確保のための緊急支援事業 [県]	感染拡大の影響などにより農業の人手不足が深刻化していることから、多様な人材の援農や就農を促進するため、研修の際に必要な農業用機械等の導入を支援。
2 (2 4)	持続化給付金 [国]	国は、感染症拡大により売上高が大きく減少した事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。

項目番号	項目	概要
2 (25)	家賃支援給付金 [国]	国は、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。
2 (26)	一時支援金 [国]	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して支援金を支給。
4 (10)	新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している中小企業者等の円滑な資金調達を支援するための実質無利子・無担保・元金据置最大5年間での融資。
8 (5)	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援。
8 (6)	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (7)	介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (8)	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援。

項目番号	項目	概要
8 (9)	在宅サービス事業所、 計画相談支援事業所及 び障害児相談支援事業 所における感染症対策 徹底に向けた環境整備 への助成事業（事業者 支援）〔県〕	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス を提供するために必要な経費を支援。
8 (10)	地域公共交通臨時支援 事業〔県〕	地域公共交通事業者が行う車両消毒などの感染 予防対策の取組を支援するため、臨時支援金を 支給。
9 (3)	直売所フェアの開催 〔県〕	県内農林水産物直売所、県ホームページや生産 者等の認知度向上と、新型コロナウイルス感染 症の影響で落ち込んだ農林水産物や県内周遊観 光の需要の回復に向けて協力店舗が連携したキ ャンペーンを実施しました。
9 (4)	水産物販売促進緊急対 策事業〔県〕	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷 している水産物を学校給食の食材として提供す ることで、増えすぎた在庫の解消と価格の回復 を図りました。
9 (5)	和牛肉等販売促進緊急 対策事業〔県〕	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷 している和牛肉等を学校給食の食材として提供 することで、増えすぎた在庫の解消と価格の回 復を図りました。
10 (7)	サンキュー [♥] ちばフリ ー切符販売事業〔県〕	千葉県とＪＲ東日本千葉支社が連携して、県内 のＪＲ線と一部の鉄道、路線バス、フェリーが ２日間乗り放題になるお得なフリーパスを９月 １日から１１月２９日まで販売しました。

項目番号	項目	概要
1 1 (8)	経営継続補助金（農林漁業者向け）〔国〕	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図りました。
1 2 (1)	海外サプライチェーン多元化等支援事業〔国〕	国は、日ASEANサプライチェーン強靱化に資する、民間団体等の海外の事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）による、製造設備を新設・増設する際の設備投資を支援します。
1 2 (2)	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業〔国〕	国では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内への生産拠点等の整備のための設備導入等を支援しました。
1 2 (3)	輸出用食品の製造施設等整備支援事業〔県〕	農林水産物や食品の輸出の回復を図るため、輸出事業者等に対し、輸出用の食品製造に必要な施設や機器の整備に係る経費等を支援。

(参考)「ちばと一緒に！」キャンペーン

県では、コロナウイルスにより影響を受けた、
県内産業の回復等を目指し、県民・企業・行政等が
一体となって推進する「ちばと一緒に！」キャンペーン
を実施しています。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

